

平成23年度 内閣府税制改正要望に係る政策評価(事前評価)の概要

資料2-2

(8月30日要望分)

※本表は、各部局作成の評価書をベースに、大臣官房政策評価広報課でまとめたもの。

番号	名称	要望内容	評価概要		
			必要性	有効性	相当性
1	特定非営利活動法人に係る税制上の特例措置	○寄附金の税額控除制度を導入し、現行所得控除との選択制に ○認定特定非営利活動法人の認定基準の見直し等 【新設・拡充・延長】	寄附を集めやすくするなどの制度的仕組み ↓ 「新しい公共」の担い手の一つである特例非営利活動法人の活動の継続性を確保	寄附総額の増加 ↓ ①法人の財政上の問題が緩和され、活動を促進 ②法人数の増加、一法人あたりの付加価値の増加により、減収見込み総額を上回る付加価値の増額	「新しい公共」の実現のためには、国民の自発的な寄附等を通じた活動への支援が不可欠である。その手段として租税特別措置は適当(補助金制度等は不適当)。
2	公益社団・財団法人への寄附金に係る税額控除制度の創設(所得税)	○寄附金に係る税額控除制度を新たに創設。 ○新制度と従前の寄附金控除(所得控除)との選択制に。 【新設】	公益法人への寄附の促進 ↓ 「民による公益の増進」「新しい公共」の実現	寄附者増加、寄附金額拡大 ↓ 公益法人の寄附金収入が増加し、公益活動が拡大	民間からの寄附金収入の拡大を支援することが、「民による公益の増進」「新しい公共」という制度趣旨に沿う。
3	公益社団・財団法人への寄附金に係る税制上の特例措置の拡充(個人住民税)	○個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額引き下げ。 ○地方公共団体を通じた公益法人等への寄附について、寄附者の意思を尊重することができる環境の整備。 【拡充】	公益法人への寄附の促進 ↓ 「民による公益の増進」「新しい公共」の実現	寄附者増加、寄附金額拡大 ↓ 公益法人の寄附金収入が増加し、公益活動が拡大	民間からの寄附金収入の拡大を支援することが、「民による公益の増進」「新しい公共」という制度趣旨に沿う。
4	コンセッション方式の導入に伴う償却方法の創設(事業権(仮称)の事業期間以内での償却可能化)	民間事業者に事業権を付与する場合に、当該事業権を事業期間以内に償却することを可能とするもの。 【新設】 (現在、コンセッション方式(公共施設の所有権を移転しないまま、民間事業者に対してインフラ等の事業権を長期にわたって付与する方式)の導入を検討中。)	コンセッション方式の導入 ↓ 民間事業者の投資の促進	民間のビジネス機会が増大し、所得税・法人税収増加	コンセッション方式を活用する民間事業者においては、事業権に対し大きな投資が必要。 ↓ 事業権を償却可能とすることが的確かつ必要。

番号	名称	要望内容	評価概要		
			必要性	有効性	相当性
5	PFI法に規定する選定事業者が取得する一定の公共施設等に係る特例措置の拡充	現在検討中のPFI法改正により新たにPFI事業の対象となる公共施設についても、現行の租税特別措置(固定資産税等の軽減措置)の対象とするもの。 【拡充】	PFI制度の拡充 ↓ PFI事業規模の拡大 ↓ 社会資本ストックの効率的・効果的な新設・維持管理	PFI事業の対象施設拡大 ↓ ①PFI事業規模の拡大 ②相当程度の経済効果	制度の拡充は、新たな対象施設におけるPFI整備促進を図るため、的確かつ適切。
6	新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築のための税制上の所要の措置	子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築するために必要となる税制上の所要の措置を講じるもの。 【新設】	新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築 ↓ 社会全体で子ども・子育てを支える体制の実現	(平成23年の通常国会に法案提出予定。)	新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進めることにより、社会全体で子ども・子育てを支える体制を実現
7	地震防災対策用資産の取得に関する特例措置(所得税・法人税)	不特定多数の者が利用する施設や危険物施設の管理者等が地震防災対策用資産を取得した場合における、所得税、法人税の特別償却制度。 【延長】	事業者、地域住民等を巻き込んだ総合的な地震防災対策の推進 ↓ 大規模地震発生時の被害を最小限に抑制	地震防災対策用資産の取得時コストの軽減 ↓ 地域防災力の向上	災害対策を進める上では「公助」だけでなく、「自助」、「共助」が重要。「自助・共助」の取組を喚起するインセンティブとして、本措置は相当。
8	新潟県中越沖地震災害による被災代替家屋に係る特例措置	中越沖地震災害により滅失・損壊した家屋の所有者等が、当該滅失・損壊した家屋に代わる家屋を取得等した場合に、当該家屋に係る税の減額措置について家屋取得等の期限を延長。 【延長】	被災代替家屋の取得等促進 ↓ 被災者の生活再建と被災地全体の復興	全壊家屋の再建率 導入前 (平成19年度)2.1% ↓ 導入後 (平成20年度)37.9% (平成21年度)47.7%	生活再建のため多大な出費を強いられる被災者にとって、減税特例措置は、住宅再建後の負担軽減措置として必要不可欠。

番号	名称	要望内容	評価概要		
			必要性	有効性	相当性
9	沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置の拡充	全国的に航空機燃料税の税率が軽減された場合においても、沖縄路線に係る現行の優遇措置の政策効果を維持するため、沖縄路線に係る航空機燃料税の軽減措置を拡充。 【拡充】	航空機に対する航空機燃料税に係る軽減措置 ↓ 本土からの観光客の安定的な確保 那覇空港の国際競争力の向上	沖縄路線に係る航空運賃の低廉化 ↓ 本土からの観光客の安定的確保に寄与 入域観光客数(平成20年)605万人(過去最高) その後、世界同時不況の影響により落ち込んだが、現在回復傾向。	本土からの遠隔地にあるという地理的事実を鑑み、航空機燃料税の軽減は、効果的な手段。
10	「国際戦略総合特区」(仮称)における特例措置	○事業の用に供する機械・建物等を取引等した場合の投資税額控除及び特別償却制度の創設 ○事業に関して課税所得を控除する制度の創設 ○研究開発に係る費用の一部を法人税額から控除する等の特例措置の創設 等 【新設】	民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点の形成 ↓ 国際競争力の飛躍的向上	成長を牽引する戦略的分野についての国際レベルでの競争優位性を持ちうる特定地域を対象とし、経済の成長エンジンとなる産業・企業等の集積を促進。 ↓ 民間事業者等の活力を最大限引き出すことが可能。	産業・企業の集積等は、当該産業・企業の判断によるため、一定の要件を満たすことにより特例を受けることができる税制措置が効果的。
11	「地域活性化総合特区」(仮称)における特例措置	○事業に出資した個人投資家の投資年度の総所得額から一定額を控除する特例措置の創設 ○事業の用に供する不動産を取得した場合の不動産登記に係る登録免許税の減免措置の創設 【新設】	地域戦略推進を担う事業者への出資の促進 ↓ 地域資源を最大限活用した地域力の向上	地域の知恵と工夫を最大限活かす ↓ 地域資源を最大限活用した地域力の向上	事業者の知恵と工夫を活かすことが重要であるため、一定の要件を満たすことにより特例を受けることができる税制措置が効果的。
12 (※1)	環境未来都市整備地域における税制上の特例措置	環境未来都市整備促進法(仮称)に基づき、環境未来都市整備地域において税制のグリーン化等の所要の措置を講ずるもの。 【新設】	環境分野に対する集中投資の促進 ↓ 技術・仕組み・サービス・まちづくりで世界トップクラスの成功事例の創出	環境分野に対する集中投資の促進 ↓ 新たな技術・仕組み・サービス・まちづくりの創出	企業の投資は、各企業の判断によるため、一定の要件を満たすことにより特例を受けることができる税制措置が効果的。

番号	名称	要望内容	評価概要		
			必要性	有効性	相当性
13 (※2)	女性の再就職促進のための税制上の優遇措置	再就職を希望する女性を正規職員として雇用した企業に対し ○人件費の一部を法人税額から控除 ○資産の割増償却を認める等の措置を創設。 【新設】	企業に対し、再就職を希望する女性を雇用するためのインセンティブを付与 ↓ 出産・育児を機に退職し、現在無業であるが就業を希望している女性の正規職員としての再就職を促進	企業に対し、再就職を希望する女性の正規雇用のためのインセンティブを付与 ↓ ①女性再就職の促進 ②少子高齢化による労働力不足が懸念される中、女性の就業環境の整備による長期的な経済成長維持	負担した人件費額に応じた優遇措置は、一律額が給付される補助金より企業にとって強いインセンティブとなる。

(10月15日改要望分(「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」(平成22年9月10日閣議決定)を踏まえたもの))

番号	名称	要望内容	評価概要		
			必要性	有効性	相当性
追加 1	沖縄における雇用促進のための税制上の特例措置	沖縄において、新規雇用や正規雇用に努めている一定の企業を対象に、租税特例措置を創設。 【新設】	沖縄において、求人を行う企業に対する支援を強化 ↓ 雇用の創出・安定化の推進	—	沖縄の地理的特性(製造業の集積による大規模な雇用が困難等)を踏まえ、求人を行う企業側に雇用の創出・安定化(正規雇用化)に向けたインセンティブを付与することは妥当。
追加 2 (※3)	女性の再就職促進のための税制上の優遇措置	女性の再就職支援の観点から、一定の要件を満たした企業について、法人税の負担を軽減する措置を創設。 【新設】	出産・育児を機に退職し、現在無業であるが就業を希望している女性の再就職を促進する。	—	「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」の「雇用の増加に応じ、企業の税負担を軽減する措置を講ずるなど、有効な税制措置の具体化を図る」ことに対応したものの。

(※1)「12 環境未来都市整備地域における税制上の特例措置」は10月15日(金)の改要望提出時に取り下げ。

(※2)(※3)「13 女性の再就職支援のための税制上の優遇措置」及び「追加2 女性の再就職支援のための税制上の優遇措置」は一本化を含め、部局において検討中。